

長崎県管工事業協同組合連合会からのお知らせです。

長管協発 5 第 89 号
令和 6 年 3 月 29 日

組合員 各位

長崎市管工業協同組合
理事長 谷村 正夫
(公 印 省 略)

電子入札システムの再開発及び予定価格等のランダム化の 見直しに関連する要綱等の改正及び廃止について

標記の件につきまして、長崎県土木部よりご案内が届いております。要綱と合
わせて、別添資料の改正箇所及び廃止箇所の対象一覧をご活用の上、ご確認の
程、よろしくお願い致します。別添資料をご確認下さい。よろしくお願いしま
す。

※最新の要綱

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711332298.pdf>



※長崎県設計図書等交付要領

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711332314.pdf>



※類似工事における受注機会拡大の運用について

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711332406.pdf>



※設計図書等（参考資料を含む）に対する質問の取扱要領

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711353401.pdf>



※建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711332455.pdf>



※履行確実性評価方式試行要領

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711332486.pdf>



※工事費内訳書取扱要領

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711332499.pdf>



※新旧対照表（5種）

<https://xgf.nu/roZRy>



< 建設関連業務 >

※建設関連業務委託の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711332525.pdf>



※長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711332538.pdf>



※長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札試行実施要綱

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711332553.pdf>



※長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度試行要領

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711332578.pdf>



※土木設計（測量、調査）業務等委託契約書の運用基準について

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711332592.pdf>



※新旧対照表まとめ（5種）

<https://xgf.nu/fFK2L>



建設工事における最低制限価格の取り扱いについて

制定 平成 21 年 1 月 27 日 20 建企第 687 号
最終改正 令和 6 年 3 月 21 日 5 建企第 435 号

1. 対象工事

長崎県が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。以下「工事」という。）のうち、履行確実性評価価格及び WTO 対応工事や国からの受託工事等の低入札調査基準価格を設定する工事を除く工事に対して最低制限価格を設けるものとする。

2. 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出

当分の間、下記参考表の中欄の算定に関わらず、設計金額（消費税及び地方消費税を除く。）に 92% を乗じて得た金額（1,000 円未満の額は切り捨てる。）を最低制限設計価格とする。

3. 最低制限候補価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ）の算出

上記 2 で算出した額（最低制限設計価格）にランダム係数を乗じて算定した額を最低制限候補価格とする。

（1）最低制限設計価格にランダム係数（a）を乗じたものを最低制限候補価格（a）とする。

（2）最低制限設計価格にランダム係数（b）を乗じたものを最低制限候補価格（b）とする。

4. 最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

上記 3 で算出した最低制限候補価格（b）を最低制限価格とする。

ただし、予定価格以下、最低制限候補価格（b）以上の範囲に入札者が存在しない場合において、最低制限候補価格（b）未満、最低制限候補価格（a）以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制限候補価格（a）を最低制限価格とする。

5. 数値の取り扱い

最低制限候補価格は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

6. 試行期間

令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から施行する。

(参考) 本改正前の最低制限設計価格の算出方法

最低制限設計価格は、次の表の左欄の工事区分に応じ、同表中欄の方法により算定し、同表右欄の範囲で設定する。

工事区分	① 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。）の算定（合計額の1,000円未満の額は切り捨てる。）	② 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。）の設定の範囲（※）
土木工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事並びに土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事及び機械設備工事	直接工事費の額×97%＋共通仮設費の額×90%＋現場管理費の額×90%＋一般管理費等の額×68%	上限額は設計金額×92% 下限額は設計金額×90% （各々の1,000円未満の額は切り捨てる。）
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事及び解体工事を含む。）	（直接工事費の額×9/10）×97%＋共通仮設費の額×90%＋{現場管理費の額＋（直接工事費の額×1/10）}×90%＋一般管理費等の額×68%	
建築関連の昇降機設備工事 その他の製造部門を持つ専門工事業者対象の工事	（直接工事費の額×8/10）×97%＋共通仮設費の額×90%＋{現場管理費の額＋（直接工事費の額×2/10）}×90%＋一般管理費等の額×68%	

※①により算定した額を設計金額（消費税及び地方消費税を除く。）により除して得た割合が92%を超える場合にあつては92%と、90%に満たない場合にあつては90%とする。

建設工事における最低制限価格の取り扱いについて 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1. 対象工事 (略)</p> <p>2. 最低制限設計価格の算出 (略)</p> <p><u>3. 最低制限候補価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ）の算出</u> <u>上記2で算出した額（最低制限設計価格）にランダム係数を乗じて</u> <u>算定した額を最低制限候補価格とする。</u> <u>(1) 最低制限設計価格にランダム係数 (a) を乗じたものを最低制限候補価格 (a) とする。</u> <u>(2) 最低制限設計価格にランダム係数 (b) を乗じたものを最低制限候補価格 (b) とする。</u></p> <p><u>4. 最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）</u> <u>上記3で算出した最低制限候補価格 (b) を最低制限価格とする。</u> <u>ただし、予定価格以下、最低制限候補価格 (b) 以上の範囲に入札者が存在しない場合において、最低制限候補価格 (b) 未満、最低制限候補価格 (a) 以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制限候補価格 (a) を最低制限価格とする。</u></p> <p><u>5. 数値の取り扱い</u> 最低制限候補価格は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。</p>	<p>1. 対象工事 (略)</p> <p>2. 最低制限設計価格の算出 (略)</p> <p><u>3. 最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）</u> <u>上記2で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格とする。</u></p> <p><u>4. 数値の取り扱い</u> 最低制限価格は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。</p>

建設工事における最低制限価格の取り扱いについて 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>6.</u> 試行期間 令和<u>6</u>年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から施行する。</p>	<p><u>5.</u> 試行期間 令和<u>5</u>年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から<u>当分の間</u>施行する。</p>